

序 章 計画の基本事項

1 計画策定（改定）の背景と目的

みどりは、多様な機能を有しており、様々な恩恵を私たちに与えています。みどりがあ
ることで、植物作用によって温室効果ガスを吸着したり、動植物が生息生育できる効果も
あれば、都市に潤いのある景観を形成したり、豪雨時に水を土の中にしみ込ませ水害を軽
減する等、住みやすい都市を形成する効果もあります。さらに、森林や公園で過ごすこと
で健康づくりや子どもの成長につながったり、豊かな自然は多くの人を呼び込む観光資源
になるなど、人がみどりを利用することの効果もあります。

本県は、日本海、太平洋、津軽海峡と三方を海に囲まれ、県土の約7割を森林、約2割
を農地が占めるなど豊かなみどりに恵まれています。この豊かなみどりを計画的に保全・
活用・創出するため、1998（平成10）年に、都市計画区域を対象としながら県土全体のみ
どりの方向性を構想する「青森県広域緑地計画」を策定し取組を進めてきました。県内市
町村や県民等もまた、それぞれの立場で、みどりの取組を行っています。その結果、都市
部の貴重なみどりの空間である公園の増加や、グリーン・ツーリズム等による誘客、森林
の開発規制等を通じた豊かな自然環境の保全が進められてきました。その一方、人口減少
等によるみどりの担い手不足によって、これまでと同じようにみどりを維持管理してい
くことが困難となる状況も生じています。

現在の本県は、人口減少・超高齢化や人口減少、平均寿命の全国との格差、地域経済の
縮小、頻発化・激甚化する自然災害など、県土の持続性に関わる様々な社会課題を抱えて
いるため、持続可能な県土の形成に向けて、みどりの多様な機能を活用して、社会課題の
解決につなげていくことが重要です。

したがって、みどりの保全・活用・創出については、県のみならず、県内市町村、事業
者や活動団体をはじめ、本県で暮らす多くの人々が共有し、連携しながら取り組んでい
く必要があります。さらに県の中でも都市計画部局に加え、農林水産業、防災、観光、健康福
祉、生物多様性、環境など、様々な分野の部局がそれぞれの取組の中で、みどりを保全・
活用・創出していくことが必要です。

こうした考えのもと、県土づくりの様々な課題を捉え、その解決に貢献するため、みど
りの保全・活用・創出の取組の方向性を示し、様々な主体や行政分野と共有することを目
的に、「青森県広域緑地計画」を策定（改定）します。

2

広域的なみどりの計画を定める意義

本県のみどりは、市町村の境を越えて、県民の生活に多くの恩恵をもたらしています。原生的なみどりが多く残る白神山地や八甲田山等の森林に端を発する河川は、海へと至る流域の中で、行政界をまたいで水を運び水田や果樹園、牧草地を潤し、海と湖では水産物の恵みを育んでいます。古来青森県民は、山・川・海という自然の連なりの中で、地域に根差した生活を営み、産業を興し、地域文化を形成してきました。

本県が抱える社会課題の解決に向けて、みどりの多様な機能を活用していくためには、地域の多様なニーズに応じて、必要な取組を進める必要があります。したがって、地域住民の生活に身近な市町村には、自らの行政区域内で地域特性と住民ニーズに即したみどりの取組を立案、実行することが求められます。

加えて、山から海に至る自然のつながりから恵みを受け続けてきた本県では、市町村を越える課題の解決やみどりの保全・活用・創出、市町村や市民等の活動の促進に向けて、県土全体の広域的な視点を持ったみどり施策の展開が重要となります。そこで、「青森県広域緑地計画」に基づき、県、市町村、県民等が取り組むことで、より効果的に取組が展開されることを目指します。



志賀坊森林公園から岩木山を望む

3 本計画の特徴

1 計画策定（改定）の考え方

本計画の策定（改定）にあたっては、みどりの多様な機能を活用した県土づくりの課題解決に向けて、広域的な視点をもって、県土整備部と様々な主体や行政分野が連携するための計画とします。

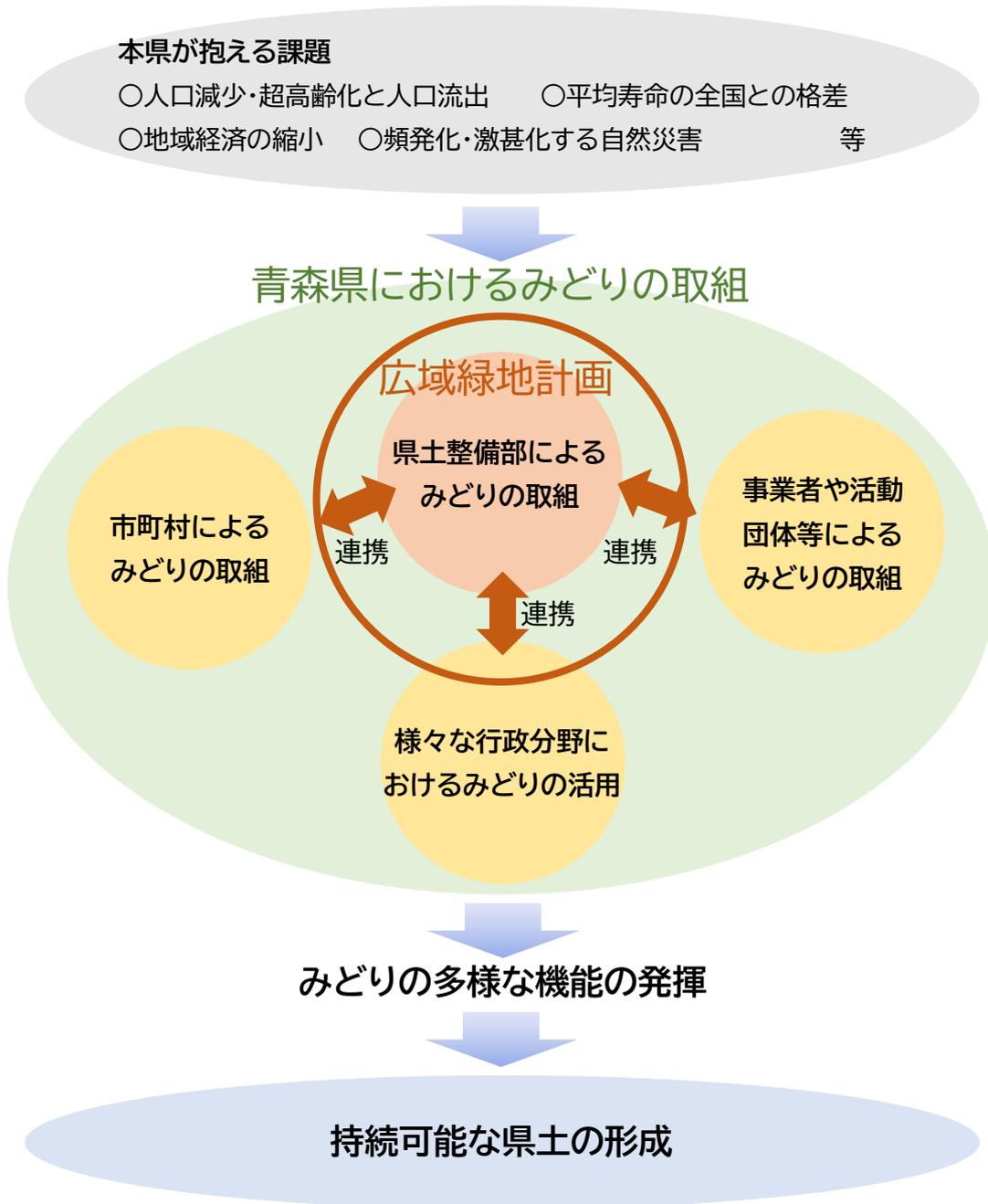


図 計画策定(改定)の考え方

2 本計画の性格

本計画は、次の3点の性格を持つものです。

- ① 本計画が示す本県のみどりの方向性を、市町村や県民等、みどりに携わる様々な主体と共有することで、多様な主体の参画・連携によるみどりの取組を促進する
- ② 本計画が示す県土全体のみどりの方向性に基づき、県庁各部署が連携・調整しながら施策を展開する
- ③ 流域単位の広域的な視点をもって、本計画に基づき、都市計画区域内におけるみどりの取組を推進する

3 本計画の位置付け

本計画は、「都市緑地法」や「青森県基本計画」を踏まえた、みどりに関する総合計画で、県内の環境、景観、農林業等に関する計画との整合を図ります。

また、県内の市町村における「緑の基本計画」策定・改定の際には、広域的視点からの緑地配置の指針となる役割を持ちます。

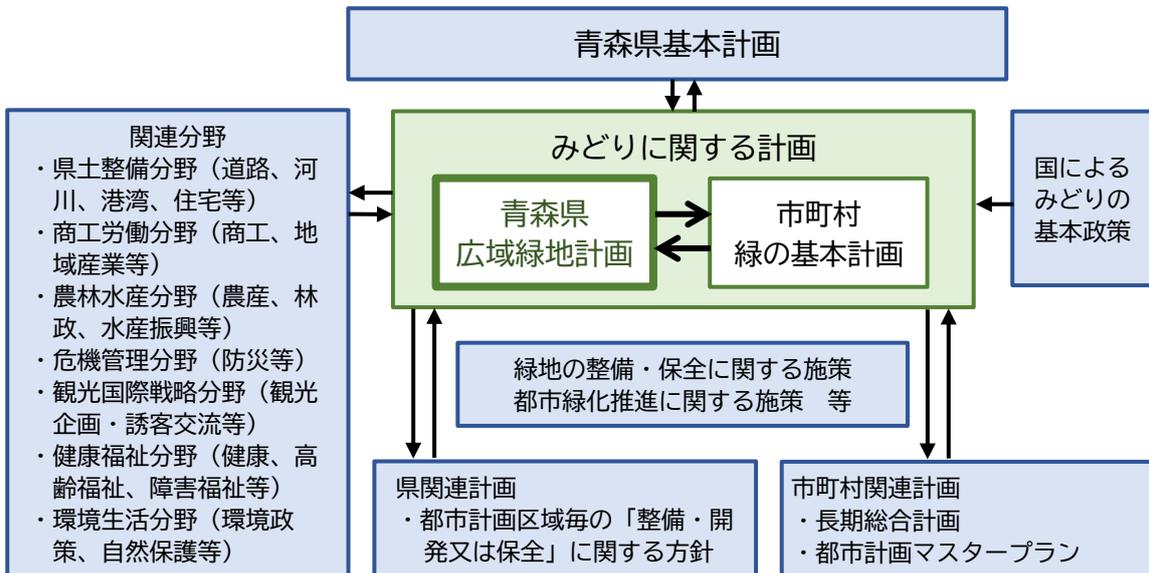


図 青森県広域緑地計画の位置付け

4 計画の策定（改定）体制

本計画は、学識経験者、関係団体、市民等によって構成される「青森県広域緑地計画策定委員会」の審議を通じて、本県が策定（改定）したものです。

また、全6回の策定委員会の他、県と県内市町村との意見交換、県土整備部内及び庁内各部局との協議、県民意見を募るパブリック・コメント等により、幅広い意見を踏まえながら計画内容を検討しました。

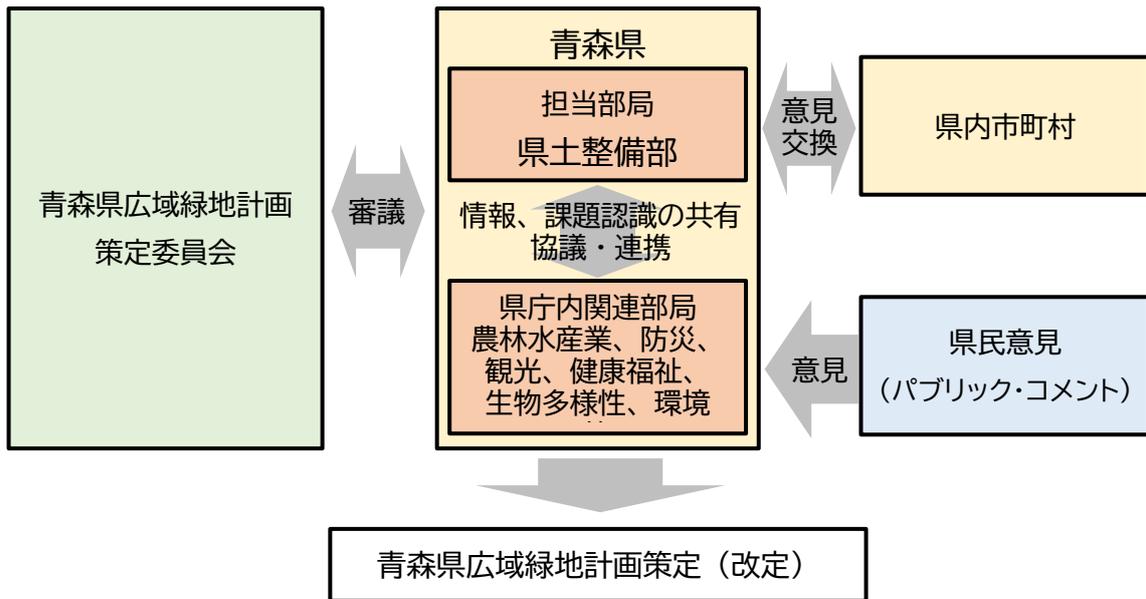


図 青森県広域緑地計画の策定（改定）体制

5 対象とするみどり

1 「みどり」とは

本計画では、森林や樹林、草花等の植物に加えて、河川、海岸や農地、公園、住宅や企業敷地の広場や花壇など、自然的環境が形成されている空間や、都市におけるオープンスペース、緑化地などを幅広く計画の対象とし、これらを総称し、ひらがなで「みどり」と表現します。

2 みどりが持つ多様な機能

以下に示すみどりが持つ多様な機能は、その機能の発揮を通じて社会課題の解決に貢献することから、持続可能な県土づくりを進めていくために大変重要です。

表 社会課題に対応するみどりの多様な機能

社会課題	みどりの主な機能の例
地球環境問題の解決への貢献	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガスの固定吸着・ヒートアイランド現象の緩和・エネルギー消費の軽減
自然との共生	<ul style="list-style-type: none">・生物の生息・生育の拠点の保全・生物多様性の確保、生態系サービスの提供・都市におけるエコロジカル・ネットワークの形成・自然とのふれあい、環境教育の場の提供
生活の質の向上	<ul style="list-style-type: none">・都市生活におけるみどりとのふれあいによる安らぎの提供・散歩、健康増進、介護予防、子育ての場の提供・過密を避けるスペースの確保
安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none">・雨水の貯留・浸透による水害の軽減・津波、土砂災害、雪崩被害等の軽減・防止・地震火災発生時の延焼遮断、避難地・経路の確保
地域コミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none">・郷土芸能をはじめ地域活動の場の提供・みどりの保全・活用・創出を通じた交流の促進
魅力ある都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none">・ふるさとの景観の継承・潤いや賑わいある街の形成による人や投資の呼び込み
経済・活力の創出・維持	<ul style="list-style-type: none">・農林水産業の振興・観光資源としての活用、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム等の推進

6

本計画の構成

本計画は、大きく2部で構成しています。第1部では、本県のみどりの現況と課題、青森県が考える取組の方向性を、本県で暮らす多くの人と共有することを目指しています。

第2部では、行政がこれから取り組むべきみどりの施策を示しており、県庁内各部局や県内市町村等と共有することを目指しています。

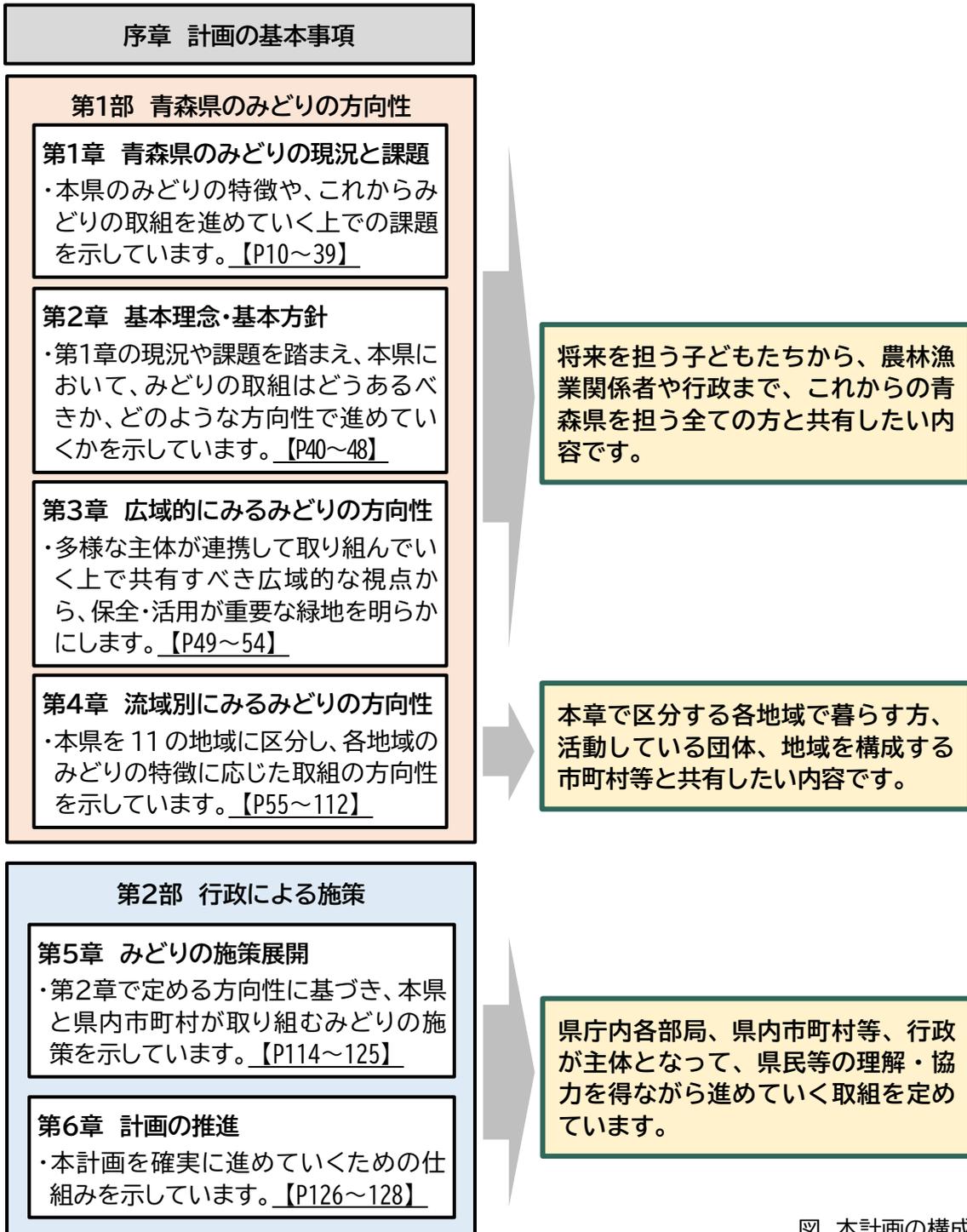


図 本計画の構成